

第2次吹田市文化振興基本計画（素案）

吹 田 市

目次

はじめに	1
1章 計画の概要	3
1 計画の位置付け	5
2 計画の推進	5
3 計画期間	5
2章 第1次吹田市文化振興基本計画の総括	7
1 これまでの成果	9
2 今後の課題	11
3章 基本的な考え方と施策の大綱	13
1 基本的な考え方	15
2 施策の大綱	16
3 各施策の現状と今後	18
参考資料	27
1 推進する主な取組	29
2 市民意向調査の結果	39
(1) 吹田市文化芸術に関する市民意識調査	39
(2) 文化活動団体へのアンケート	42
(3) 市民、文化活動団体の意見等について	44

はじめに

吹田市では、平成 18 年度（2006 年度）に吹田市文化振興基本条例を施行し、平成 20 年度（2008 年度）には第 1 次吹田市文化振興基本計画を策定し、文化芸術の鑑賞や創作の場の提供をはじめ、大学等との連携、生涯学習や伝統文化の継承への支援等、様々な文化振興の取組を進めてきました。

平成 29 年（2017 年）に改正・施行された文化芸術基本法は、文化芸術の振興はもちろんのこと、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の関連分野における施策を基本法の範囲に取り込むとともに、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用しようとするものです。

また、国が平成 29 年度（2017 年度）に策定した文化芸術推進基本計画（第 1 期）では、文化芸術は、多様な価値観を尊重し、他者との相互理解を深めることができるという社会包摂¹の機能を有していることが示されました。

このように文化芸術の概念が変化する中で、近年の自然災害の多発や新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大は、文化芸術活動や文化的交流に大きな影響を与え、文化芸術の持つ重要性を再認識するきっかけとなりました。

文化芸術は、人間が生きていく上で欠かせないものです。そして、豊かなコミュニティを形成する土台となるもので、様々な困難があっても共に生きていく力や地域社会の連帯感を育み、魅力ある地域の活力を生み出すために必要不可欠なものです。社会状況や市民ニーズの変化に対応し、持続可能性と多様性を備えた文化施策を展開していくため、第 2 次吹田市文化振興基本計画を策定するものです。

¹社会的に弱い立場にある人々をも含め市民ひとりひとり、排除や摩擦、孤独や孤立から援護し、社会（地域社会）の一員として取り込み、支え合う考え方のこと。

1 章 計画の概要

1 計画の位置付け

本計画は、平成 21 年度（2009 年度）から令和 3 年度（2021 年度）までを計画期間とする第 1 次吹田市文化振興基本計画を引継ぎ、文化施策を総合的かつ計画的に推進していくための指針となるものです。

本計画は、平成 18 年（2006 年）4 月に施行した吹田市文化振興基本条例に定める文化芸術の振興についての基本理念や基本的施策のほか、平成 29 年（2017 年）6 月に改正された文化芸術基本法、平成 30 年（2018 年）6 月に施行された障害者による文化芸術活動の推進に関する法律を踏まえた計画とします。なお、本計画では文化芸術基本法で示されている文化芸術の範囲のほか、歴史ある建物や自然環境、人々の暮らしがはぐくんできたまちなみ等の景観。

また、第 4 次吹田市総合計画の大綱 7 政策 2「文化・スポーツに親しめるまちづくり」に沿って、これを補完し具体化するものとし、関連する施策や個別計画と有機的な連携を図ります。

2 計画の推進

本計画の推進に当たっては、施策内容に応じた中長期の視点や、多角的な視点による評価検証を行い、定期的に進行管理を行うことが必要です。

文化が持つ「創造力」や「表現力」を多様な政策分野でいかすことは、多くの市民に施策や事業への理解を深め、施策・事業効果を高めることが期待できます。そのため、関連する施策の連携を一層図る必要があります。

また、実施した事業の成果や進捗状況は、行政評価により把握・分析し、その評価結果を実施計画の策定にいかすことで、取組の改善や成果の向上を図ります。

3 計画期間

第 2 次吹田市文化振興基本計画の計画期間は、令和 4 年度（2022 年度）から令和 13 年度（2031 年度）までの 10 年間とし、必要に応じて見直しを行います。

2章 第1次吹田市文化振興基本計画の総括

1 これまでの成果

平成 21 年度（2009 年度）からの第 1 次吹田市文化振興基本計画に掲げている施策・事業について、「活性化」、「育成」、「交流」、「伝承」、「景観」の 5 つのキーワード別に、これまでの成果を検証しました。

1 「活性化」

全ての市民が、文化に触れ、文化活動に参加する機会の充実を目標に、文化活動の活性化を図りました。

- ・「市民劇場」に市民参加枠を設ける等、創造性がいかされた体験型の取組を実施
- ・「市民文化祭」や「公募吹田市美術展覧会」に、文化活動団体以外の一般市民の参加を促進
- ・吹田歴史文化まちづくりセンター（浜屋敷）で、旧吹田町地域を中心とした歴史資料の展示解説を実施
- ・地域の文化の拠点として、南山田市民ギャラリーや地域市民ギャラリー等、既存施設で作品の展示等を実施
- ・合併前の 1 村 5 町の生活文化遺産、歴史遺産、自然資料等の情報を発信する取組として、吹田市立博物館で特別展を実施（平成 21 年度）
- ・今後も長期的、安定的に吹田市文化会館（メイシアター）を利用できるよう、改修工事を実施

2 「育成」

市民主体の多様な文化活動の促進のため、市民と市が共に連携・協力し、明日の文化を担う人材の育成に努めました。

- ・市民協働学習センター（平成 30 年度まで）で、市民と協働で市政や地域貢献活動に関する講座を開講
- ・「まちづくり市民塾」で、文化芸術、子供の健全育成、健康医療等、多様な分野の市民活動を支援（平成 23 年度まで・現在も OB 団体が活動を継続中）
- ・生涯学習市民大学で、市内大学との連携・協力による専門的な講座の開講等、市民の学習機会を充実

3 「交流」

多様な文化や歴史への理解を深める取組を実施し、情報、人材等交流機会の創出を図り、多文化共生を進める取組を促進しました。

- ・市内大学で市民向け講座の開催、大学図書館の市民への開放等を実施
- ・各大学と連携推進協議会を開催し、意見交換や情報共有を実施
- ・協定を締結している国内6市町や海外2市を中心に交流事業を実施
- ・平成29年（2017年）10月に「吹田市多文化共生推進指針」を策定
- ・外国に文化的ルーツを持つ人等²を対象にしたコミュニケーション支援や情報の提供

4 「伝承」

吹田の文化財や伝統芸能を伝承し、未来の吹田の魅力を高める取組を進めました。

- ・旧西尾家住宅（吹田文化創造交流館）及び旧中西家住宅（吹田吉志部文人墨客迎賓館）の公開
- ・吹田歴史文化まちづくりセンター（浜屋敷）で、季節行事の伝承、能、浄瑠璃、落語等の伝統芸能に触れる機会を提供
- ・市ホームページや冊子で、市内文化財の説明、歴史散歩モデルコース等を発信
- ・ボランティアの「吹田まち案内人」による歴史的建造物や神社、寺院、遺跡のガイドを実施

5 「景観」

文化・自然・歴史に配慮した次代に誇れる美しいまちを、まもり、つくり、はぐくむための事業を実施しました。

- ・一定規模以上の建築物等に対して、景観アドバイザー会議等を活用しながら良好な景観形成に向けた指導、誘導
- ・「吹田の景観展」や市民との「まちづくり座談会」等による普及啓発
- ・「内本町・南高浜町周辺のまちなみガイドライン」の作成
- ・古木・大木等長い年月を経て育まれてきた緑の持つ風格ある景観形成への支援
- ・「緑あふれる未来サポーター」、「みどりの協定」等、市民と協働した緑の保全活動

² 本計画では、本市の住民基本台帳に日本以外の国籍で登録している市民に加え、日本国籍であっても国際結婚により生まれた子や海外からの帰国者等でアイデンティティを異なる文化に持つ市民のことをいいます。

2 今後の課題

第1次吹田市文化振興基本計画の計画期間中に、情報発信やコミュニケーション手段の多様化、グローバル化、少子高齢化の進行、労働構造の変化等、文化をめぐる状況に様々な変化がありました。特に、情報通信技術が急速に進展したことにより、場所や時間に捉われずに文化芸術に親しむことができるようになりました。

また、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行により、人が集まったり、外出したりすることが制限されたことで、音楽や演劇、演芸を含む文化芸術活動や市民の文化的交流は大きな影響を受けました。

このような状況下において、既存施設での作品展示や、企画展の実施等により、身近な場所で芸術文化に触れる機会の創出を行いました。

今後、情勢の変化があっても継続して文化施策を推進していくためには、施設での文化活動だけでなく、ICTを活用した取組等、街中のあらゆる場所での文化活動の取組についても検討する必要があります。

また、計画当初に想定していた新たな拠点施設の建設は行いませんでしたが、令和元年度（2019年度）から令和2年度（2020年度）にかけて吹田市文化会館（メイシアター）で大規模な改修工事を行い、ホールや音響設備などを更新し長寿命化を図りました。今後、既存の文化施設についても、文化芸術の創作活動、鑑賞活動を支えていくために必要な改修等を実施します。

3章 基本的な考え方と施策の大綱

1 基本的な考え方

令和元年（2019年）から始まった世界的な新型コロナウイルス感染症の拡大により、社会全体に不安や閉塞感が広がる中で、人々の心の拠り所となるべき文化活動が大幅に制限されました。このような状況下で、文化芸術は人間の生きる喜びに大きく関与していることが改めて浮き彫りになりました。

更に文化芸術は、人々の創造性、表現力を高め、多様性を受け入れることができる心豊かな社会の形成に大きな力を発揮します。

このような文化芸術において、その礎たる表現の自由の重要性を深く認識し、いかなる場合においても文化芸術の場が失われることのないようにする必要があります。

国が平成29年度に策定した文化芸術推進基本計画（第1期）や平成30年（2018年）6月に施行した障害者による文化芸術活動の推進に関する法律では、障がい者、高齢者、子供、外国に文化的ルーツを持つ人等、全ての世代の多様な人が文化活動の場において尊重され、互いに理解しあうという、「文化芸術による社会包摂」という考え方が提唱されています。

文化芸術には、新たな価値を社会に生み出すとともに、多様性を尊重し他者との相互理解を進める力があります。

本市においても、様々な施策を横断的につなぐことで、全ての人が文化芸術を享受し、文化を通じて互いに尊重しあうまちを目指していきます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大がもたらした社会の変化に対応するとともに、今後起こりうるいかなる困難からも文化的な営みを守り、全ての人が尊重され文化芸術を享受する権利を保障するという強い決意のもと、文化芸術に触れる機会を「ひろげ」、人材を育てて未来へ文化を「つなぎ」、相互理解のために文化の力を「いかす」ことを大きな柱とし、これからの文化施策を推進していきます。

2 施策の大綱

I 文化を全ての人に—ひろげる

一人ひとりの自主性や創造性を尊重し、誰もが、様々なライフステージで、文化芸術に親しむことができるまちを目指します。また、多様な価値観を尊重し、新たな文化芸術の創造につながるまちを目指します。

- 1 文化芸術を享受する権利の保障 いつでも誰でもどんなときも
- 2 鑑賞と発表の機会の充実さらなる魅力を求めて
- 3 情報発信と関心が深まる環境づくり 接点の少ない人へ

II 文化を未来へ—つなぐ

文化芸術を支える人が育つ環境を整え、文化芸術が持つ創造性を大切に、持続的に発展するまちを目指します。また、伝統文化や無形・有形文化財をはじめ、地域に息づく文化を「守り」、「活用」し次世代に引き継ぎます。

- 1 文化芸術を支える人材の育成 アーティストや指導者への育ち
- 2 次世代への機会の提供 未来へのかけはし
- 3 伝統と歴史の継承 古くからの文化を次世代へ

Ⅲ まちに文化を—いかす

「福祉」、「教育」、「多文化共生」、「コミュニティ」、「まちづくり」等様々な分野で文化をいかすことにより、人を元気にし、一人ひとりが、豊かさを実感できるまちを目指します。

- 1 地域コミュニティの活性化 文化活動による地域のきずな
 - 2 多様性を認め合える土壌づくり 豊かなまなびへの取組
 - 3 地域特性をいかした魅力あるまちづくり 文化が薫るまちへ
-

3 各施策の現状と今後

I 文化を全ての人に ― ひろげる

施策 I - 1 文化芸術を享受する権利の保障

－ いつでも誰でもどんなときも －

◆ 現 状

全ての人には生まれながらにして文化芸術を創造し享受する権利があります。

文化活動や学習活動を、いつからでも始めることができるよう、参加や情報収集等に制約がある人を含む全ての人に対して、きっかけづくりや活動に対する支援を継続し、自主的な活動環境の充実を図ることが必要です。

また、障がい者、高齢者、子供、外国に文化的ルーツを持つ人等が、多様性を尊重されつつ文化活動を行うことができ、相互に認め合える場の創出が求められています。

◆ 今 後

- (1) 文化活動に関する物・情報・時間・心の障壁の解消に努め、障がい者、高齢者、子供、外国に文化的ルーツを持つ人等、誰もが文化芸術に触れ親しめる環境づくりを推進します。
- (2) 熟練度に関わりなく、いつからでも気軽に始めやすい学びや文化活動の場の提供を行います。
- (3) 福祉分野と連携し、障がい者等の創作活動や成果発表への参加機会の充実を目指します。
- (4) 外国の文化を知り、交流を通じて相互に理解を深める機会づくりへの継続的な支援を行い、外国に文化的ルーツを持つ人等の地域での共生を推進します。

施策 I - 2 鑑賞と発表の機会の充実 - さらなる魅力を求めて -

◆ 現 状

文化芸術に親しむ環境をより充実させるためには、魅力的で多様な鑑賞や創作、発表等の活動の機会を提供することが大切です。

吹田市文化会館(メシアター)は鑑賞や発表の場となるほか、文化交流の場にもなっており、文化振興の拠点です。吹田歴史文化まちづくりセンター(浜屋敷)のほか、生涯学習やコミュニティ関連の施設は、文化活動の場としても活用されています。施設の相互連携による公共空間の活用や民間施設との連携により、文化活動の場の充実を図っていく必要があります。

また、これらの施設では、市の事業として鑑賞の機会の充実、創作活動や発表の機会の創出、文化活動への支援を行っています。より魅力的な機会を創出するためには、市民のニーズを的確に把握しつつ、多様な事業展開を行っていく必要があります。

◆ 今 後

- (1) 多くの市民が参加したいと思えるものに出会えるよう、ジャンルや熟練度別など多様な鑑賞や発表の機会を創出します。
- (2) 誰もが参加しやすい環境を提供するため、ICTを活用するなどして時間や場所に捉われない多様な機会を創出します。
- (3) 市民の主体的な文化活動を支援することにより、多様な催しや活動の場の創出を目指します。
- (4) 文化施設等の維持保全を計画的に行い、鑑賞や発表の場を安定的に提供します。
- (5) 市内各施設の連携、協力関係を強化し、共有スペース等も含めた施設の有効活用を図ります。

施策 I - 3 情報発信と関心が深まる環境づくり - 接点の少ない人へ -

◆ 現 状

市民意識調査によると、文化芸術に関わるイベント情報があまり知られておらず、情報提供が不十分だという実態が伺えます。

文化活動への参加や文化資源の活用のきっかけとなる多彩な情報を発信することが大切です。そのためには、発信する情報の充実や、効果的な情報発信に努めることが必要です。

また、文化活動に参加する市民の裾野を広げるために、市民が時間や場所に捉われず、気軽に文化芸術に触れ、親しめる環境づくりを進めることが大切です。

◆ 今 後

- (1) 幅広い市民に情報が届くように、市報すいた、チラシ、ポスター、Web、SNSなど情報発信の媒体の多様化を図るとともに、レイアウト、情報提供場所の工夫により、知りたい情報に容易にたどりつけるようわかりやすい表現や内容にします。
- (2) 時間、空間に関わりなく文化に触れ親しむ環境づくりのため、ICTを活用した動画配信などを促進します。
- (3) 文化施設以外の場所で文化芸術のイベントや展示を実施するなど、日常生活の中でなげなく文化芸術に触れ、気軽に楽しめる機会を充実させます。
- (4) 初心者向けの講座や、交流、体験活動型のワークショップなど、文化芸術に触れる取組を充実させます。

施策II-1 文化芸術を支える人材の育成

－ アーティストや指導者への育ち －

◆ 現 状

文化芸術の実演を行うアーティストや文化活動における指導者などの人材は、文化の伝承、創造、発展に欠かせません。実践や経験の機会を継続的に設けることにより、こうした人材を育成する必要があります。

また、世代や分野を超えた人的交流の機会を設けることで、ネットワークの形成を促進し、幅広い視野を持った人材を育成することが大切です。

◆ 今 後

- (1) 文化芸術の鑑賞、発表等の事業の中で、世代間の交流や創作活動の体験等、文化芸術の担い手の育成を意識した取組を行います。
- (2) 芸術性の高い鑑賞機会や、積極的に活動し成果を上げている人との交流等、文化芸術に触れる機会の充実を目指します。
- (3) 将来のアーティストを育てる取組として、コンクール形式の事業等の充実を目指します。
- (4) 文化活動への参加・創作意欲を高め、アーティストや指導者への育ちを促進するために、市民参加型の取組の充実を目指します。
- (5) 文化芸術の拠点施設における事業のプロデュースをはじめ、文化芸術と人を結び付けるアートマネジメントなどの専門能力を有する人材の確保と育成を行います。

施策II-2 次世代への機会の提供 - 未来へのかけはし -

◆ 現 状

文化芸術を継続的に振興していくためには、次世代の人材の育成が重要です。

幼少期から青少年期にかけて折に触れて文化芸術に親しみ、感動や喜びを感じることは豊かな人間性を育むだけでなく、文化芸術の担い手への成長も期待できます。

鑑賞や体験の機会を持続的に提供し、子供たちが文化芸術を身近に感じ、自ら文化活動を実践できる環境を整えることによって、次世代の文化芸術の担い手を育成していく必要があります。

◆ 今 後

- (1) 学校生活における文化芸術の鑑賞、体験できる機会の充実を目指します。
- (2) 文化活動団体や関係機関との連携を図り、演者が子供達の参加しやすい場所へ出向く等、文化に触れ親しむことができる機会の充実を目指します。
- (3) 子供向けの文化行事の充実のため、文化芸術に触れる機会や子連れで参加できる文化行事の充実を目指します。
- (4) 文化活動を通じた青少年の育成に資する取組のため、成果発表の場の創出やコミュニケーションスキルの向上等、青少年の成長に資する取組を行います。
- (5) 演劇ワークショップによるコミュニケーションスキルの向上をねらいとした青少年の育成に資する取組を行います。

施策II-3 伝統と歴史の継承 - 古くからの文化を次世代へ -

◆ 現 状

伝統文化、地域のまつり等の行事や風習は、地域の特色として、ふるさとへの愛着や誇りを育てる基礎になり得るものです。伝統文化を将来にわたって継承するためには、活動を担う後継者を育てていくことが不可欠です。そして、古くから伝わる生活文化や歴史を次世代に引き継ぐことも大切であり、そのためには市民に広く知ってもらうための普及啓発を継続していく必要があります。

また、文化財は、長い歴史の中で、今日まで守り伝えられてきた貴重な財産で、地域の歴史をひもとくのに欠かせないものです。文化財を後世に引き継ぐための取組が重要です。

◆ 今 後

- (1) 伝統文化に触れ親しむ取組への支援を継続します。
- (2) 地域の魅力の向上のため、本市固有の行事や風習の学習機会の充実を図り、積極的に情報を発信します。
- (3) 伝統文化の指導者相互の交流機会や、子供たちが伝統文化に触れる機会の創出を目指します。
- (4) 文化財への知見を広げ、保存や活用についての理解を深めるとともに、文化財を保護するため、指定文化財等の所有者への支援を継続して実施します。

施策Ⅲ-1 地域コミュニティの活性化 - 文化活動による地域のきずな -

◆ 現 状

高齢化の進行による介護の必要性の増加や近年増大する災害への備えなど、コミュニティにおける人と人とのきずなの重要性は年々増してきています。

文化芸術を共に楽しむ中で、人と人がつながり連帯感を育むことができます。また、文化活動から交流が生まれ、年齢や障がいの有無に関わりなく互いに理解し、助け合う関係性をはぐくんでいくことも期待されます。

文化活動を通じたコミュニティの活性化には、文化活動や生涯学習活動への継続的な支援とともに、活動場所、人材、活動団体などの関連情報を共有し、有効に活用できるような仕組みが必要です。

◆ 今 後

- (1) 市民主体の文化活動や生涯学習活動を継続的に支援します。
- (2) 地域の文化活動等に関わる情報共有の充実を目指します。
- (3) 文化活動を通じた交流の場づくりなど地域活動につながる取組を実施します。
- (4) 文化による人と人のつながりを広げることによって職場・学校・自宅等以外の居場所を創出します。
- (5) 地域課題をテーマにしたプログラムとして、防災・減災等、地域課題をテーマにした文化プログラムを考察します。

施策Ⅲ-2 多様性を認め合える土壌づくり - 豊かなまなびへの取組 -

◆ 現 状

文化活動には、豊かな人間を育む効用があり、心の成長に働きかけ「生きる力」を高めることにつながります。感性を育てる音楽や演劇、美術などの文化芸術をいかした取組を充実させることが必要です。

また、本市では、市民生活に関連するイベントを、市民、事業者、行政が協力して開催しており、多くの市民へのメッセージを、文化を通じ発信する機会にもなっています。

文化芸術による社会包摂を実現するため、福祉、教育、国際交流、コミュニティ、まちづくりなどの分野との連携を図り、様々な場面において文化芸術を通じて多様性を認め合える環境の醸成に努める必要があります。

◆ 今 後

- (1) 市民文化祭等の事業において、障がい者、外国に文化的ルーツを持つ人等が参加しやすく、相互理解につながるような内容を検討します。
- (2) 市民参加型の演劇等の事業において、障がい者等がりのままで参加できる脚本や配役にするなど、多様性をいかした企画を検討します。
- (3) 文化施設以外の公共空間も活用し、障がい者等の作品展示を積極的に行い、相互理解の促進を目指します。
- (4) 文化を通じた多様性の尊重や豊かな学びについて理解し、共有するために施策間の連携と情報の共有を目指します。
- (5) 市民生活に関連のある啓発等に、文化芸術の持つ表現力や発信力をいかします。

施策Ⅲ-3 地域特性をいかした魅力あるまちづくり

－ 文化が薫るまちへ －

◆ 現 状

歴史ある建物や自然環境等の景観、まちを舞台として展開されるまつりやイベントなどの活動は文化的地域特性となり、まちへの誇りや愛着を醸成します。

本市では、都市景観の形成や、快適な暮らしの環境づくりを進め、市民や事業者とともに地域の活性化や魅力発信を行ってきました。

地域特性をいかしたまちづくりを推進するためには、地域らしさと潤いある景観の形成に努めるとともに、市民・事業者・行政等が協働し、継続的に地域の魅力の発信をしていくことが必要です。

◆ 今 後

- (1) ふるさと意識や文化芸術に取り組む意欲につながるような吹田市ゆかりのアーティストによる文化行事の充実を目指します。
- (2) 地域の特色をいかしたイベントの実施などを検討します。
- (3) 地域に息づく歴史や文化に配慮し、地域特性をいかした景観形成に向けた啓発を進めます。
- (4) 自然や生活文化、歴史など、多様な視点による文化的地域特性をいかしたまちづくりを推進します。

參考資料

1 推進する主な取組

I 文化を全ての人に（ひろげる）

1 文化を享受する権利の保障 いつでも誰でもどんなときも

大綱施策	その他関連大綱施策	事業名	取組内容
I-1	III-2	文字情報の取得に配慮が必要な人への読書サービス	録音図書や点字図書、マルチメディアデイジーなどの貸出や対面朗読のサービスを実施。
I-1	III-2	手話通訳	障がいのある人が社会参加しやすい環境づくりの一環で、手話通訳者の派遣や手話講習会を実施。
I-1	III-1	障がい者に対する各種教室	障がい者の自立と社会参加の促進や生きがいを高めることを目的として、陶芸、ダンベル・ストレッチ、七宝焼、料理、社交ダンス、民謡などの教室を開催。
I-1	III-1	高齢者いきがい教室	生きがいを高め、仲間づくりを目的として、初歩的な趣味の教室を開催。
I-1	I-3	図書館資料の収集・保存・活用	教養、文化、調査研究等に役立つ図書、雑誌等をはじめ、地域の文化に関する情報も含めて幅広く収集し、貸出サービス等を実施。レファレンス・読書相談などの学習支援を実施。
I-1	III-1	聴言障がい者教養講座 視覚障がい者教育活動 促進講座	視覚障がいや聴覚言語障がいのある人を対象にダンスや生け花、吹田の歴史などの教養講座を開催。
I-1	III-2	国際都市交流	スリランカ・モラトワ市やオーストラリア・カンタベリバンクスタウン市の友好都市との交流や、外国にルーツを持つ人等に各種講座やイベントを実施。
I-1	III-2	SIFA 主催イベント	多文化まつりなど、多様な文化的背景を持つ人々の交流を目的としたイベントを支援。

I 文化を全ての人に（ひろげる）

2 鑑賞と発表の機会の充実 さらなる魅力求めて

大綱施策	その他関連大綱施策	事業名	取組内容
I-2	II-2、III-1 III-2	すいたフェスタ	市民参加による市民相互の連携強化、未来を担う青少年の育成、市内商工業の発展、市への愛着と誇りの醸成を目的とし、多世代が楽しめる魅力的な企画を実施する。
I-2	—	公募美術展覧会	日本画、洋画、彫塑、工芸、書、写真、グラフィックデザインなど、美術の鑑賞と創作発表の場として、公募美術展覧会を開催。
I-2	—	生涯学習吹田市民大学	市民の生涯学習活動を支援することを目的として、大学連携講座のほか、社会情勢や現代的課題について学ぶ特別講座を開催。
I-2	II-3	市民文化祭	文化活動団体と連携し、多分野にわたる文化の鑑賞と創作発表の機会として、春季と秋季に開催。また、市民文化祭の一環として、芸術芸能フェスティバルの開催や、茶道、華道、和装礼法、短歌等、伝統ある文化に触れる機会を提供。
I-2	II-2、III-1 III-2	吹田市文化会館（メイシアター）の活用	文化活動の拠点施設として、良質な文化芸術の鑑賞や発表の機会と場を提供。さらに、文化芸術に関わる企画制作や演出等の相談支援をはじめとした市民の文化活動に対する中間支援機能の充実を図る。
I-2	—	市民ギャラリーの運営	常設の市民ギャラリーにおいて、発表と鑑賞の機会を提供。
I-2	—	吹田歴史文化まちづくりセンター（浜屋敷）の貸室業務	日本家屋の特長をいかした文化活動の場と自発的な学びの機会を提供。
I-2	II-3	文化財の公開展示	地域の文化に関する歴史資料等の情報を展示することで市民の生涯学習活動を支援し、地域の文化を発見、見直し、創造する。
I-2	III-2	国内都市交流	異なる文化や環境に触れ、自らの地域の魅力を再発見するための市民相互の交流機会を提供。

I 文化を全ての人に（ひろげる）

3 情報発信と関心が深まる環境づくり 接点の少ない人へ

大綱施策	その他関連大綱施策	事業名	取組内容
I-3	—	ホームページや SNS 等による情報発信	市の事業や行事の紹介など、市民への周知事項をまとめた吹田市ホームページや SNS 等により文化情報を提供。
I-3	—	市報すいたによる情報発信	市の事業や行事の紹介など、市民への周知事項をまとめた広報紙により文化情報を提供。
I-3	—	バーチャルミュージアム	博物館に直接行かなくても、いつでもどこでも展示室が鑑賞できるバーチャルミュージアムによる展示を提供。
I-3	II-2	出張コンサート等	プロの演奏家の出張演奏会、中学校へのブラスクリニックや若手音楽家の小学校への出張コンサート等、参加しやすい身近な場所に出向いて行う文化鑑賞の実施。
I-3	I-2	公共施設のロビーや公共空間を利用した作品展示やコンサート	発表と鑑賞の機会の提供、及びなにげなく文化に触れる鑑賞機会の提供を目的として、公共施設の共有空間、屋外の公共空間を活用した作品展示やコンサートを実施。
I-3	—	生涯学習情報の提供	講座やイベント、施設、人材、活動団体など文化活動に役立つ情報をはじめとした様々な生涯学習情報を発信。

II 文化を未来へ（つなぐ）

1 文化芸術を支える人材の育成 アーティストや指導者への育ち

大綱施策	その他関連大綱施策	事業名	取組内容
II-1	—	演劇ワークショップ	市内の大学と連携、協働して事業を実施し、学生と市民との交流により世代の枠を越えた新しい文化を発信する。
II-1	I-3	生涯学習人材バンク	学びたい人と教えたい人を結ぶかけはしとして、登録者名簿冊子「吹田市生涯学習人材バンク（ひとの宝箱）」を発行。
II-1	I-2	市民劇場	文化芸術性の高い舞台の鑑賞と舞台公演を体験できる機会を提供すると共に、舞台公演への市民参加の充実による実演者の育成。
II-1	II-2	ティーンズクラシックフェスティバル	文化活動を支える人材を育成するとともに文化振興を図ることを目的として、クラシック音楽のコンクールを中心としたフェスティバルを開催。
II-1	—	アートマネジメントなどの人材育成	（公財）全国公立文化施設協会など関係機関との連携によるアートマネジメントなどの人材育成ができる環境づくりを推進。
II-1	I-2	吹田市文化功労者表彰	文化活動の普及、及び市民の文化振興に関する意識の高揚を図ることを目的として、文化振興に功績のあった個人及び団体を表彰し、奨励する。

II 文化を未来へ（つなぐ）

2次世代への機会の提供 未来へのかけはし

大綱施策	その他関連大綱施策	事業名	取組内容
II-2	III-2	幼児の文化活動を通じた心の成長に関する取組	幼児の頃から感情を育て心の成長を促す取組として、多くの幼稚園や児童センター等で、人形劇やリトミックなどの文化活動に触れる機会を提供。
II-2	—	保育所、幼稚園等での文化行事	人との関わりや遊びを通して自発性や自主性を育むことを目的として、人形劇などの文化行事を実施。
II-2	III-2	文化・芸術行事に関する教育活動への支援	連合音楽会や教育美術展など、創作・成果発表、鑑賞のプロセスで、情緒や個性、道徳的な心を育てることを目的とした取組を支援。
II-2	III-2	子供文化鑑賞事業	子供たちの豊かな情操を育むことを目的として、演劇等の鑑賞機会を提供。
II-2	—	児童会館・児童センターの文化行事	子供に健全な遊びを提供し、健康増進を図るとともに、豊かな情操を育むことを目的として、児童会館・児童センターで文化行事を実施。
II-2	—	中学校音楽祭など文化行事への支援	吹奏楽やギター・マンドリン等のクラブ活動の発表の場である音楽祭への支援を実施。
II-2	II-1	ヤングフェスティバル事業	青少年の自発性、社会性を養うことを目的として、ロック、ポップス、ヒップホップダンス等の発表をする機会を提供。
II-2	II-1	吹田青少年野外コンサート事業	交流を通じた青少年の育成を目的として、青少年が吹奏楽やコーラス等の音楽活動を野外で発表する機会を提供。
II-2	I-3	メイシアターの育成型事業	大阪大学との共同事業での演劇ワークショップの実施や、千里金蘭大学との共同事業でのファミリーミュージカルレッスン事業等を通じて文化の担い手を育成。

II 文化を未来へ（つなぐ）

3 伝統と歴史の継承 古くからの文化を次世代へ

大綱施策	その他関連大綱施策	事業名	取組内容
II-3	I-2	吹田歴史文化まちづくりセンターの伝統行事イベント	日本家屋の特長をいかし、昔から伝わってきた季節の行事や食文化などを学ぶ講座や実体験ができる機会を提供。
II-3	I-2	伝統文化親子教室等への支援	文化活動団体が実施する伝統文化教室の広報のほか、交流の場となる伝統文化教室フェスティバルのコーディネート等の支援。
II-3	—	文化財の収集と保存、調査研究	有形文化財等、市内に所在する文化財の現況や実態を調査し、学術的な評価や価値を把握するとともに、文化財の活用を検討し、市民の共有財産として次世代に継承する。
II-3	III-3	旧西尾家住宅、旧中西家住宅の保存と活用	重要文化財の旧西尾家住宅や有形文化財の旧中西家住宅の文化性に富む優れた建築を保存し、公衆の観覧に供するなど活用を図る。

Ⅲまちに文化を（いかす）

1 地域コミュニティの活性化 文化活動による地域のきずな

大綱施策	その他関連大綱施策	事業名	取組内容
Ⅲ-1	—	博物館事業への市民参画	市民が集い、多様な体験を活かしながら博物館活動へ主体的に参加できることを目的とし、ボランティアをはじめとする博物館サポーターにより、学校教育や地域住民等との連携を深め市民生活を豊かで潤いのあるものにする。
Ⅲ-1	I-3	吹田産業フェア	地元産業を紹介し、市民生活との関りについて認識を深め、市内産業の振興につなげる吹田市産業フェアでの文化イベントの実施。
Ⅲ-1	Ⅲ-3	吹田歴史文化まちづくりセンター (浜屋敷)の地域イベント	地域の歴史と文化を学ぶ講座やイベントなどの機会を提供。
Ⅲ-1	I-2	公民館運営事業	仲間づくりや交流につながるような、共に楽しめる講座や文化教室などの実施や、地域住民の自発的な学びの機会と身近な学習の場の提供。また、日頃の公民館活動の成果を発表する文化祭を開催。
Ⅲ-1	I-2	コミュニティ施設の取組	施設を利用した文化活動等を通じて、地域に仲間ができ、コミュニティの活性化に寄与。また、ロビー等共有スペースを活用したコンサートや作品展示など、楽しめる催しを実施し、市民相互の交流機会を提供。
Ⅲ-1	—	安心安全都市づくり市民会議	市民、事業者と一体となって安心安全のまちづくりを推進する活動を喚起する安心安全都市づくり市民会議の中でのコンサートなどイベントの実施。
Ⅲ-1	Ⅲ-3	生涯学習事業	現代課題に応じた講座を実施し、地域における課題の解決に関する気づきの機会を市民に提供。

Ⅲまちに文化を（いかす）

2 多様性を認め合える土壌づくり 豊かなまなびへの取組

大綱施策	その他関連大綱施策	事業名	取組内容
Ⅲ-2	I-1	多文化共生の推進	外国にルーツを持つ人等が地域で生活していく上でのコミュニケーション支援や、相互理解のための交流機会づくりを支援。
Ⅲ-2	I-1	障がい者週間の催し	市民の障がいへの理解を深めることを目的として、障がい者作業所の作品展示、活動の場の紹介やシンポジウムを実施。
Ⅲ-2	Ⅱ-2	子どもたちの人権芸術展	人権意識を育む機会として、幼稚園児、小中学生が、演劇、合唱、合奏などを通じ人権や平和の大切さを発信する子どもたちの人権芸術展を開催。
Ⅲ-2	Ⅱ-2	子供たちのじんけん作品展	じんけん作品の募集を通して、子供たち一人ひとりが「人権」について主体的に考える機会を設け、作品展や作品集の作成・配布を通して、広く市民に向けて人権啓発を実施。
Ⅲ-2	—	市民平和の集い	平和意識の高揚を図るため、非核平和資料展やコンサートや映画会など文化芸術を通じた啓発の取組を実施。
Ⅲ-2	Ⅲ-3	環境啓発事業	環境に配慮したライフスタイルの確立や、より良い環境づくりに向けて環境教育、学習の場としてイベントを実施。持続可能な社会の実現を目指す価値観の醸成を図る。

Ⅲまちに文化を（いかす）

3 地域特性をいかした魅力あるまちづくり 文化が薫るまちへ

大綱施策	その他関連大綱施策	事業名	取組内容
Ⅲ-3	－	樹木等保護	規則で定める基準に該当する樹木または樹林のうち、歴史や文化を感じさせるような古木等の、特に保護する必要があると認めるものを保護樹林または保護樹木として指定する。
Ⅲ-3	－	緑あふれる未来サポーター	市民と協働で公園、緑地、竹林等の花壇管理、除草、水やり、清掃作業などの環境保持、景観の維持を行い、にぎわいのある公園づくりを進める。
Ⅲ-3	－	景観まちづくりの推進	次代に誇れる快適な都市景観を創造することを目的として、地域らしさと潤いのある景観のまちづくりに関する取組を推進。
Ⅲ-3	Ⅱ-3	千里ニュータウンのまちづくり推進	千里ニュータウン情報館では、千里ニュータウンのまちづくりの歴史及び住民の生活文化を展示し、地域情報を発信することで、住民相互の連携によるまちづくりを推進する。
Ⅲ-3	－	市内商工業団体等への支援	市内商工業団体等による地域との交流や活性化のためのイベント等に対し、補助金交付による支援を実施。
Ⅲ-3	－	農業振興事業	農地の有効活用と多くの市民が農業に触れ、親しむ場を提供するための市民農園を開設。 市民の農業・農地に対する理解を深めるため、水稲やさつまいも等の農作物の作付から収穫までを体験する事業を実施。 学童農園により児童が田植え、稲刈りを体験することで農業への理解と食育の啓発活動を推進。
Ⅲ-3	－	ホームタウン推進事業	市立吹田サッカースタジアムに本拠地を置くガンバ大阪を市が率先して応援する。また、ガンバ大阪を応援する団体との連携を深め、それぞれの活動をさらに活発化するとともに、オール吹田での取組みを推進することで、スポーツ文化の振興や地域の活性化を図る。

2 市民意識調査の結果

1 吹田市文化芸術に関する市民意識調査（令和元年度実施）

（1）調査概要

- ・ 目的 第2次吹田市文化振興基本計画の策定にあたり、市民の文化芸術に関する状況や意識を把握し、計画策定の基礎資料とするため
- ・ 調査対象 令和元年6月30日現在で満16歳以上の市民2,500人
- ・ 調査期間 令和元年7月24日から8月23日まで
- ・ 有効回答数 1,193件
- ・ 有効回答率 47.7%

（2）調査結果（吹田市文化芸術に関する市民意識調査報告書より抜粋）

文化芸術活動に参加しやすくするための環境改善について

問：あなたは、どうすれば文化芸術活動（鑑賞を除く）にもっと参加しやすくなると思いますか。（複数回答可）

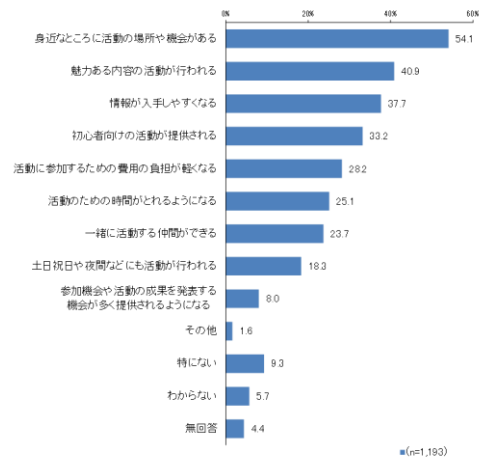
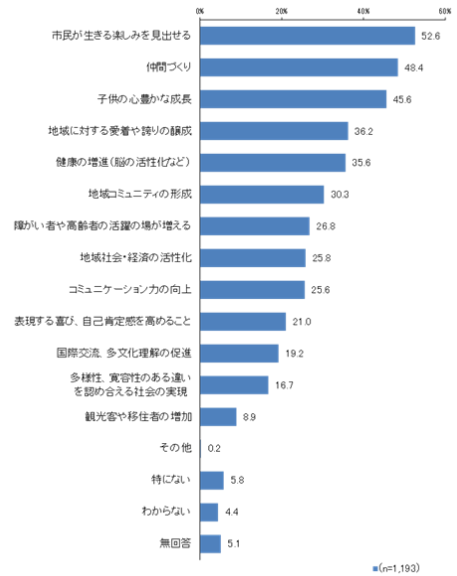


図 文化芸術活動に参加しやすくなること

文化芸術の振興により地域社会にもたらされる効果として期待すること

問：あなたは、吹田市が文化芸術を振興することにより地域社会にもたらされる効果として期待することは何ですか。（複数回答可）

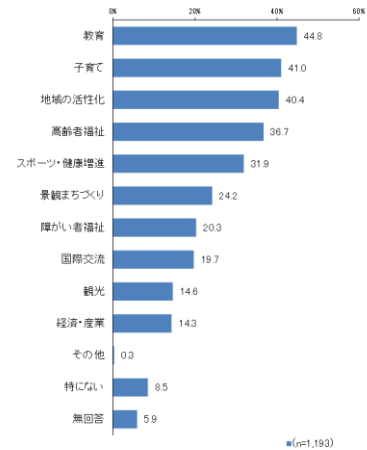
図 文化芸術の振興により地域社会にもたらされる効果として期待すること



吹田市で文化芸術をいかしたほうが良いと感じる分野

問：あなたが、吹田市において下記の分野の中で文化芸術をいかした方が良いと感じるものはどれですか。（複数回答可）

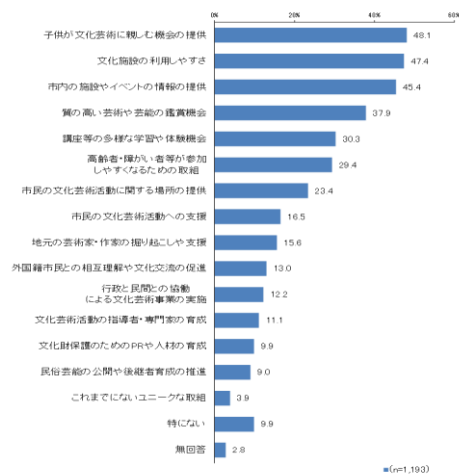
図 文化芸術をいかした方が良いと感じる分野



文化芸術に関して市が取り組むべきこと

問：あなたは、吹田市が文化芸術に関して、どのようなことに取り組んでほしいと思いますか。（複数回答可）

図 文化芸術に関して市が取り組むべきこと



2 文化活動団体へのアンケート（平成 29 年度実施）

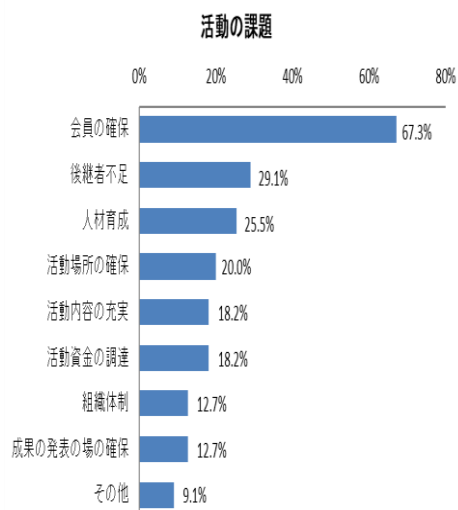
（1）調査概要

- ・ 目的 第 2 次吹田市文化振興基本計画の策定にあたり、文化活動団体の活動状況や意識を把握し、計画策定の参考とするため
- ・ 調査対象 平成 30 年 2 月 20 日現在で市が把握している、吹田市を拠点として文化芸術活動を行っている団体
- ・ 調査期間 平成 30 年 3 月 1 日から 3 月 30 日まで
- ・ 回答団体数 55 団体

（2）調査結果

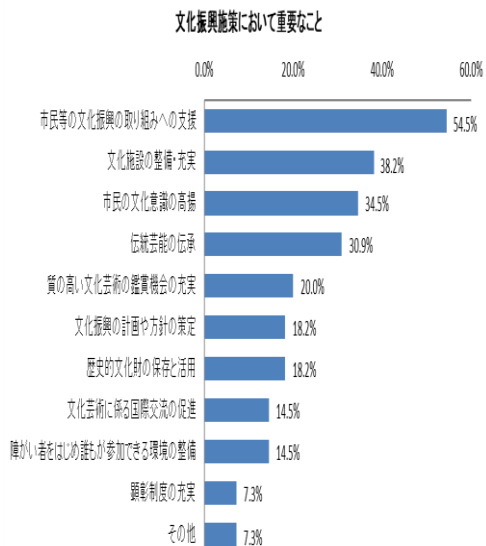
団体の活動にあたっての課題について

問：団体の活動にあたって、どのような課題をお持ちですか。（複数回答可）



市が行う文化振興施策について

問：市が行う文化振興施策として、どのようなことが重要だと考えますか。（複数回答可）



今後の活動について

問：団体として、今後、どのような点に力を入れて活動を行っていきたいと考えられていますか。（自由記述）

主な意見等

■ 会員募集

- ・ 初心者の募集
- ・ 若手メンバーの勧誘
- ・ 募集方法の工夫

■ 後継者育成、文化の継承

- ・ こども教室の充実
- ・ 指導者や団体幹部の人材育成
- ・ 教育現場との連携

■ 活動内容

- ・ 多世代が参加できる活動の展開
- ・ 技術の向上
- ・ 発表機会の継続

■ 普及啓発

- ・ 多くの市民が古典芸能や、文化芸術活動に触れる機会づくり

3 市民、文化活動団体の意見等について

市民意識調査や文化活動団体のアンケートでは、文化芸術の現状に対する要望や意見、文化振興を図っていく上での課題が挙げられています。

これらの調査結果を十分に踏まえて、第2次吹田市文化振興基本計画の基本的な考え方や施策の大綱を定めるとともに、文化芸術の振興に向けた具体的な取組を示していくものとなります。

1 文化芸術活動へ参加しやすくするための環境改善について

- ・身近なところに活動の場所や機会がある（54.1%）
- ・魅力ある内容の活動が行われる（40.9%）
- ・情報が入手しやすくなる（37.7%）
- ・初心者向けの活動が提供される（33.2%）

2 文化芸術の振興により地域社会にもたらされる効果として期待すること

- ・生きる楽しみを見出せる。（52.6%）
- ・仲間づくり（48.4%）
- ・子供の心豊かな成長（45.6%）
- ・地域に対する愛着やほこりの醸成（36.2%）

3 文化芸術をいかしたほうが良いと感じる分野は

- ・教育（44.8%）
- ・子育て（41.0%）
- ・地域の活性化（40.4%）
- ・高齢者福祉（36.7%）

4 文化芸術に関して市が取り組むべきこと

- ・子供が文化芸術に親しむ機会の提供（48.1%）
- ・文化施設の利用しやすさ（47.4%）
- ・市内の施設やイベントの情報の提供（45.4%）
- ・質の高い芸術や芸能の鑑賞機会（37.9%）

5 文化活動団体の活動にあたっての課題

- ・ 会員の確保 (67.3%)
- ・ 後継者不足 (29.1%)
- ・ 人材育成 (25.5%)
- ・ 活動場所の確保 (20.0%)

6 文化振興施策において重要なことは

- ・ 市民等の文化振興の取組への支援 (54.5%)
- ・ 文化施設の整備・充実 (38.2%)
- ・ 市民の文化意識の高揚 (34.5%)
- ・ 伝統芸能の伝承 (30.9%)